

北海道告示第10457号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成28年9月27日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年5月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ稲田店
帯広市西5条南35丁目2番26号ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 信成
札幌市中央区北8条西21丁目1番10号
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗の名称
(変更前) プラザいちまる
(変更後) マックスバリュ稲田店
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社いちまる	代表取締役 加藤 裕功	帯広市西5条南34丁目12番地
株式会社おばら	代表取締役 加藤 則昭	帯広市西5条南35丁目2番26号
株式会社ニューステップ	代表取締役 高田 覚司	東京都中央区新川1丁目22番5号
株式会社ザ・本屋さん	代表取締役 高橋 千尋	帯広市東4条南6丁目6番地
丸二藤製茶株式会社	代表取締役 伊藤 勇二	帯広市西8条南14丁目1番地
株式会社柳月	代表取締役 田村 昇	帯広市大通南8丁目15番地
イズヤパン株式会社	代表取締役 橋本 千里	帯広市西23条北1丁目2番3号
クラサワコミュニケーションズ株式会社	代表取締役 倉澤 俊夫	東京都中央区日本橋馬喰町1-12-4
有限会社花万生花店	代表取締役 斉藤 信二	帯広市西5条南27丁目2番10号
くすりのみうら	三浦 正勝	帯広市西5条南25丁目18番地

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更したもの
マックスバリュ北海道株式会社	代表取締役 出戸 信成	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号	①
株式会社おばら	代表取締役 加藤 則昭	帯広市西5条南35丁目2番26号	
株式会社ルーキーファーム	代表取締役 加藤 裕功	帯広市西5条南34丁目12番地	①
株式会社柳月	代表取締役 田村 昇	帯広市大通南8丁目15番地	
有限会社かとう園芸	代表取締役 加藤 慶亮	帯広市川西町基線44番地48	①
株式会社石岡時計店	代表取締役 橋本 千里	帯広市西12条南13丁目1番地	①
株式会社ザ・本屋さん	代表取締役 高橋 千尋	帯広市西4条南29丁目1番地8	②

- (4) 変更の年月日
上記(3)ア、イ① 平成28年3月18日
上記(3)イ② 平成27年9月23日

- (5) 変更する理由
 - 上記(3)ア 事業譲渡のため
 - 上記(3)イ① 小売業者の入替のため
 - 上記(3)イ② 小売業者の住所変更のため

2 届出年月日
平成28年 4 月21日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
平成28年 5 月27日（金）から同年 9 月27日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 縦覧時間
午前 8 時45分から午後 5 時15分まで